

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第118回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年12月3日（金）14時00分～14時53分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、川濱 昇、  
西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上7名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

二宮総合通信基盤局長、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、  
林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、  
川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、  
瀬島料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、  
古賀電気通信技術システム課長

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第3142号】

(2) 諮問事項

電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3147号】

## 開 会

○三友部会長 時間になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第118回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しております。委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

## 議 題

### (1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第3142号】

○三友部会長 それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件でございます。

初めに、諮問第3142号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について審議いたします。

本件は、本年9月24日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、9月25日土曜日から10月25日月曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、10月29日金曜日から11月11日木曜日までの間、第2回の意見招請を実施いたしました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは、相田接続委員会主査、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を仰せつかっています相田でございます。

それでは、諮問第3142号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）につきまして、資料118-1に従って、接続委員会における調査・検討の結果について御報告させていただきます。

本件の概要につきましては、資料118-1の34ページ以降に掲載しておりますけれども、特定光信号端末回線、いわゆるフレキシブルファイバの接続を加入光ファイバに係る新たな接続メニューとして追加することに際し、接続料の改定等を行うため、接続約款の一部を変更するものでございます。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御紹介がございましたように、2回にわたり意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえまして、11月24日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料118-1の1ページ目でございます報告書に示しましたとおり、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料118-1の2ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○永井料金サービス課課長補佐 総務省事務局でございます。

それでは、2ページ以降の中身について御説明させていただきます。まず、2ページでございますように、意見提出者7件、うち法人が4件、個人が3件、また再意見提出者は6件、うち法人が5件、個人が1件となっております。具体的な提出者名は下に記載のとおりでございます。全部で15項目にまとめていただいておりますので、それぞれの中身について御説明いたします。

まず、意見1でございます。ソフトバンクからの意見でございます。まず1ポツ目は賛同との御意見でございます。2ポツ目につきましては、算定方法につきましては、現時点において異論はないとのことですが、次の丸でございますとおり、今後利用が増加した場合には網使用料による算定を検討すべきとの御意見でございます。

再意見でございますが、黒い四角がNTT東西からの再意見でございます。NTT東

西からは、この点につきまして、受益者がその回線の敷設を要望された事業者に限られるとのことをございますので、網改造料として個別に負担することが適当との再意見が出ております。また、KDDIからは、ソフトバンクの御意見に賛同との再意見が来ております。

考え方でございますが、まず1ポツ目につきましては、特定光信号端末回線の接続メニューの変更に対する賛同の御意見として承りますとのことです。

2ポツ目につきましては、基本的には接続事業者ごとにケーブルを占有して利用する見込みであること等を踏まえますと、個別の事業者に対しその接続に要する費用の負担を求める網改造料として算定することが適当であること。ただし、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえまして、網使用料やその他の負担方法とすることも含めて、NTT東西におきまして、必要に応じ、適切な接続料の算定方法について検討することが適当であると考えますとのことです。

その上で、総務省におきましては、接続約款の認可プロセス等を通じまして、これらのNTT東西における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして、意見2でございます。こちら、オプテージからの御意見でございます。ルーラルエリアに敷設されるフレキシブルファイバにつきましては、設備設置事業者にとって過度な負担になっていないかなどを確認しまして、接続料の算定式等を柔軟に見直すことが望ましいとの意見でございます。

こちらにつきまして、NTT東西の再意見でございますが、今後、ルーラルエリア特有の個別事情等を把握した際には、必要に応じ、接続料の算定式の見直しを検討していく考えとの再意見が出ております。

考え方でございますが、まず、NTT東西におきまして、今後ルーラルエリア特有の個別事情を把握した場合には、必要に応じ、接続料の算定式の見直しを検討することが適当であり、また総務省におきましては、追加的ルールの整備について必要に応じ、検討していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして、意見3に移ります。こちらオプテージからの意見でございます。接続ルールの適用につきましては、自己設置事業者の投資インセンティブを阻害することにつながりかねないことから、接続として取り扱う範囲については競争環境、また設備設置事業者への負担等を注視し、必要に応じた見直しを含め検討することを要望するとの

御意見でございます。また、網改造料の算定式を用いることにつきましては適当であるとの御意見が出ております。

NTT東西からの再意見、2ポツ目につきましては、網改造料として個別負担することが適当であるとの再意見が出ております。

考え方の3でございますが、まず、御意見の1点目につきましては、フレキシブルファイバの提供している光ファイバ自体は、既に接続ルールの対象となると整理されているものと承知しています。また、次の丸にございますとおり、接続料は適正原価に加えまして、適正利潤も含めて設定することができるものでございまして、御指摘のようなNTT東西のみに負担を強いることにはならないとのことで整理いただいております。

なお、既設設備区間や局内設備といった部分につきましては、接続料原価と大きく乖離した料金設定となっているとの御意見が、卸先の事業者から指摘があったため、接続料の算定等に関する研究会において、このような指摘があったことを承知しておりますとのことです。

一方で、総務省におきましては、接続メニューの導入後の状況も含めまして、事業者間の競争環境を注視し、必要に応じ、対応を検討していくことが適当であること、また、御意見の2点目につきましては、現時点においては網改造料として算定することが適当であり、その点につきまして賛同の御意見として承りますとまとめていただいております。

続きまして、意見4でございます。こちら、受付システムに関しまして、KDDI、ソフトバンクからの御意見でございます。この受付システムの開発費につきましては、これが高額である場合は、卸役務から接続への移行による料金の低廉化の効果が減殺されてしまうおそれがあること、またシステム開発費については、他の事業者に対して可及的速やかに提示することを要望する御意見が出ております。

再意見でございますが、NTT東西から、この受付システムの開発につきましては、可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討していること、また仕様及び概算費用につきましては、検討が整い次第、速やかに事業者に提示していく考えであるとの再意見が出ております。

考え方でございますが、まず、NTT東西におきましては、受付や設備管理等のシステムに関しまして、可能な限り低廉な費用で開発するとともに、接続事業者に対して、仕様や費用について速やかに提示できるよう検討を進めることが適当である。また総務

省におきましては、追加的ルールの整備を必要に応じ検討していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして、意見5でございます。KDD Iからの御意見でございます。事業者間の共用範囲につきまして、今回、接続メニューを利用する事業者間だけではなく、NTT東西の設備利用部門の提供するサービスとの間におきましても、事業者間で共用できるようなスキームの実現に向けた検討を希望するとの御意見でございます。

NTT東西からの再意見でございますが、卸役務として提供するフレキシブルファイバ等のサービスにつきましては、全ての設備を専有して利用することを前提に、利用事業者が当該設備に関する構築費用を利用開始時に全額負担しているものであるため、特定光信号端末回線とNTT東西の設備利用部門の提供するサービスとの間で設備を共用することは困難との再意見でございます。その下、ソフトバンクからKDD Iに賛同の御意見が出ております。

考え方でございますが、こちらの御意見は、本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東西におきましては、接続事業者からのこういった要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が可能となるスキームの実現可能性について、必要に応じて検討を進めることが適当であること、また総務省におきましては、これらのNTT東西における対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備・対応について、必要に応じて検討していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして、意見6に移ります。こちら、事後共用につきまして、KDD I、ソフトバンクから御意見が出ております。事後共用における設備の特定方法につきましては賛同とのことであり、さらに、NTT東西におきましては、接続約款第47条の守秘義務の規定を遵守するとともに、機密情報の管理を徹底していただきたいとの御意見でございます。

再意見でございますが、NTT東西からは、1点目で、接続事業者の負担軽減及び設備構築・維持の効率化を図っていく観点から、事後的に特定光信号端末回線が收容される光ケーブルを他の接続事業者と共用するために必要な情報として、今回、回線IDや住所といったものを開示すること、また、2点目にございますとおり、接続約款第47条に基づき、情報管理につきましては適切に行っていくとの再意見が出ております。

考え方でございますが、事後共用における設備の特定方法につきましては、賛同とのこと、またNTT東西におきましては、接続約款における守秘義務規定の遵守、機密情

報の管理を徹底することが適当であること、総務省におきましては、これらの対応について確認するとともに、追加的なルールの整備や対応について、必要に応じ検討していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして、意見7に移ります。KDDI、ソフトバンクから御意見が来ております。移行の費用につきましては、これを最小化すること、また、接続事業者に係る手続及び運用方法の負担を軽減できるよう検討を進めることを希望すること、また、その費用につきましては、可能な限り早期に移行費用の概算額を提示することを希望する御意見でございます。

NTT東西からの再意見でございますが、移行につきましては、接続事業者の費用負担が必要最小限になるように検討を進めていること、受益者がその回線の移行に係る最低限の費用につきましては当該事業者負担していただきたいと記載されてございます。また、その費用の概算額につきましては、速やかに検討の上、事業者に提示する考えとの再意見が出ております。

考え方でございますが、まず、NTT東西におきましては、移行に関しまして、接続事業者の費用負担及び運用上の負担を可能な限り低減できるよう検討を進めることが適当であること、また費用負担の額につきましては、可及的速やかに接続事業者に提示できるよう検討、対応を進めることが適当であること、総務省におきましては、追加的ルールの整備等、対応について、必要に応じ、検討していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして、意見8に移ります。KDDIからの御意見でございます。1点目が特定光信号端末回線に係る接続メニューの追加に賛同のこと、2点目といたしまして、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないか、総務省において取引条件の確認、検証を行うことを希望することの御意見でございます。

NTT東西からこの点につきまして、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはないこと、また、卸役務で提供しているフレキシブルファイバについても、各事業者に対して同様の契約内容で提供していること、フレキシブルファイバの提供状況につきましては、今後も必要に応じ、自主的に総務省に報告していく考えであるとの再意見が出ております。ソフトバンクからは、KDDIに賛同との御意見が出ております。

考え方でございますが、NTT東西におきましては、取引条件の公平性を担保するこ



とが適当とのこと、また総務省におきましては、これらの対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備、対応について、必要に応じ、検討していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして、意見9に移ります。ソフトバンクからの御意見でございます。加入ダークファイバの提供エリアの拡大時に、ルーラルエリアにおける特定光信号端末回線の構築において新設された電柱等の基盤設備といったものを活用することを検討すべきとの御意見でございます。

再意見でございますが、NTT東西から、加入ダークファイバの提供エリア拡大等において、引き続き効率的に設備投資を行っていく考えであること、また構築した基盤設備の利活用についても、必要に応じ、検討を進めていくと再意見が出てきております。KDDIからは、ソフトバンクに賛同との再意見が出ております。

考え方でございますが、本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東西におきましては、接続事業者からの要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が可能となるスキームの実現可能性について、必要に応じ、検討を進めることが適当であり、また総務省においては、追加的なルールの整備、対応について、必要に応じ、検討していくことが適当とまとめていただいております。

意見10でございます。ソフトバンクからの御意見でございます。特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引込み先が加入ダークファイバの提供エリアとなる場合、当該光信号端末回線の廃止及び加入ダークファイバの新設を行うと、回線の撤去などのコストが生じるので、加入ダークファイバの切替えについては、より経済的かつ簡易なスキームを検討すべきとの御意見でございます。

NTT東西からの再意見でございますが、加入ダークファイバへの切替えを希望する場合、約款の規定に基づき、現行では利用中止費を請求し、設備を撤去する考えであること、また加入ダークファイバの提供エリアにおける一般的な光ケーブルと比べ、特定光信号端末回線は少芯であり、利活用はなかなか難しいと想定されるが、効率的な設備構築に寄与するのであれば、利活用について検討していくとの再意見が出ております。KDDIからは、ソフトバンクに賛同との御意見です。下2つはオプテージからの御意見でございます。経済的かつ簡易な切替えスキームを検討することは一定の理解ができるとしつつも、次のポツにあるとおり、設備設置事業者の投資コストの回収が困難とならないように留意した上で、切替えスキームを検討することが重要との再意見が出て

おります。

考え方につきましては、考え方9と同様に整理いただいております。

続きまして、意見11に移ります。JAIPAからの意見でございます。初めに、フレキシブルファイバがNTT東西の光提供エリア拡大のインセンティブ減退に結びつく可能性があるとのことでございます。また、光ファイバについても、ユニバーサルサービス化を目指すことが望ましいとの御意見でございます。そして、フレキシブルファイバにつきましては基本情報が公になっていないため、実態が把握できないことがあり、研究会や接続約款の変更認可申請等の場で公にしていくことを要望するとの御意見でございます。最後に、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないように、引き続き検討することが必要であるとの御意見でございます。

再意見でございますが、NTT東西からは、まず、接続約款の変更認可申請を通じ、情報開示をしていくこと、またフレキシブルファイバの提供状況につきましても、必要に応じ、自主的に総務省に報告していくこと、また今後も、市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していくとの再意見が出ております。次の丸はオプテージからの御意見でございます。フレキシブルファイバの接続化の議論と光ファイバの整備やユニバーサルサービスの議論については、目的や趣旨が異なりますので、分けて議論、検討すべきとの御意見でございます。次の丸がソフトバンクからの再意見でございます。都市部と地方の料金格差の固定化を防ぐためにも、NTT東西におきましては、以下の検討をすべきと意見9及び10で出されている内容について、再掲する形で再意見が出ております。

考え方でございますが、1点目、光エリアに関する御懸念につきましては、フレキシブルファイバに係る接続メニューが提供可能になったことで必ず生じる性質ではないものの、懸念されるような状況が生じているということであれば、総務省において、必要な対応について検討することが適当であること、また光ファイバについてもユニバーサルサービス化について指摘がございましたが、こちらにつきましては、本約款の変更案とは趣旨が異なる一方で、現在、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会において議論されていると承知しているとのこととまとめていただいております。また、フレキシブルファイバの提供状況等につきましても、引き続き総務省において、約款の認可プロセスや、NTT東西からの報告を通じ、確認するとともに、追加的なルールの整備等の対応について、必要に応じ、検討していくことが適当とのこと、またソフトバンクの

再意見がございますが、こちらにつきましては、考え方9、10でまとめているとおりと整理いただいております。

意見12でございますが、ここからが個人からの御意見でございます。まず、約款変更の実施期日について、速やかにとの表現があいまいであると御意見でございますが、こちらについては表記の修正までは不要と考えますが、認可があった際には、NTT東西において、改正後の約款を迅速に施行することが適当であることでまとめていただいております。

意見13でございますが、こちら、1つ目は接続の申込者について、不適切な事業者が接続しないように、電気通信事業法第9条の登録電気通信事業者といった限定をすべきであるとの御意見でございます。また、遠隔立ち合いにつきましては、ネットワークカメラを用いて立ち会うことについてはあまり望ましくないのではないかと御意見でございます。

考え方でございますが、1点目につきましては、既に、接続の申込者については電気通信事業法第9条の登録を受けた者、または第16条の届出を行った者と限定されており、また約款上でも、第22条に規定されているとおり、接続拒否事由というものがあるということを示していただいております。また、遠隔立ち合いにつきましては、NTT東西において、適切な運用が行われるよう対応することが適当であること、また、その他の御意見については、今後の情報通信政策の参考とさせていただくとまとめていただいております。

続きまして、意見14でございます。民間企業なので、できる限り政府の力を借りずに手続を実施すべきであるとの御意見ですが、これにつきましては、電気通信事業法第33条第1項の規定に基づきまして、一種指定設備を設置する事業者であるNTT東西につきましては、約款を変更する際には総務大臣の認可を受ける必要があることを示していただいております。

最後でございますが、再意見という形で出ておりますけれども、消費者の負担が低減するということであれば、接続方式が変わることに賛成とのことで、こちらについては賛同の御意見と承りますとまとめていただいております。

事務局からは以上でございます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にて

お申し出ください。いかがでしょうか。

山下委員、よろしくお願いいたします。

○山下委員 山下です。ありがとうございます。

コメントだけということで申し上げますが、意見8、16ページの終わりから、全ての事業者に平等に提供してもらいたいという意見が出されているところ、特別に優遇された取引条件で提供を受けるようなことはないと書かれているものの、この全ての事業者に同じ条件で提供されること、透明性や公正性の観点は、常に様々なところで出てくる問題かと思えます。NTT東西においては、その点は問題ないとされても、ずっと疑われている限りは何か透明性が十分でない、あるいはそのために公正ではないのではないかと疑われる種になっているということだと思います。これについては、総務省において、可能な限り透明性が担保され、その結果、おのずと公正性が保たれるような監視といますか、確認をしていただきたいと思っています。これは常々ほかの問題についても思っていることですが、ここでも発言させていただきました。

以上です。

○三友部会長 山下委員、どうもありがとうございました。コメントということではございましたけれども、事務局、もし今のコメントに関しておっしゃりたいことがあればお願いいたします。

○永井料金サービス課課長補佐 事務局でございます。ありがとうございます。

御指摘の点につきましては、仰るとおりかと思っております。NTT東西や他の事業者からも、その点の状況については確認を行っていく、公正性が害されているようなことがないか、本件に限らず注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。大変重要な御指摘でございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見等がございませんようでしたら、諮問第3142号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 よろしいでしょうか。特に異議ございませんので、案のとおり答申することといたします。どうもありがとうございました。

○相田接続委員会主査 ありがとうございます。

○三友部会長 相田主査、ありがとうございました。

(2) 諮問事項

電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3147号】

○三友部会長 続きますして、諮問事項に移ります。

諮問第3147号、電気通信事業法施行規則の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省から資料118-2について御説明させていただきます。

電気通信事業法施行規則の一部改正について諮問するものでございます。ページをおめくりいただきまして、2ページ、こちらは諮問書になってございます。

おめくりいただきまして、3ページは表紙でございますので、4ページまでおめくりいただけますでしょうか。こちら、今回の電気通信事業法施行規則の一部改正については、今年7月の情報通信審議会答申である「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」を受けました省令改正になってございます。こちらのときの答申の概要について簡単に申し上げますと、1つ目、災害時用公衆電話はユニバーサルサービスとして位置づけることが適当である、2つ目、災害時用公衆電話は交付金による補填により安定的な提供を確保する必要がある、3つ目、災害時用公衆電話はこれまで交付金による補填を行っていなかったことから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、総額として国民が負担している額を増やさないことが必要、4つ目、第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和することが適当、このような御提言を頂戴いたしました。

これを踏まえまして、今回は2段階に分けまして、省令改正を想定してございます。1段階目としましては、ユニバーサルサービスの範囲の見直しでございまして、1つ目、災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加、2つ目、第一種公衆電話の設置基準の緩和、こちらの2つが諮問対象でございます。それ以外に、公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化で、こちらは報告規則でございまして、諮問対象外になってございます。

第2段階目は来年度を想定してはございますけれども、第2段階目の省令改正では、ユニバ

ーサルサービス交付金の補填対象の見直しについて想定してございます。

下のスケジュールを見ていただければと思いますが、来年、令和4年度に、ユニバーサルサービスの範囲を変更することを現在想定してございまして、令和5年度に、令和4年度のデータを基に交付金額の算定等を行い、令和6年度から交付金が交付される予定でございます。そのため、補填金額につきましては、来年度、しっかり検討の上、算定方法を見直すことでも十分間に合うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、5ページ、まず1つ目、災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加について御説明させていただきます。

まず1つ目、役務提供場所の考え方について確認させていただきます。先ほど災害時用公衆電話について申し上げましたが、災害時用公衆電話は避難所等に設置されているものでございます。避難所と言いましても様々あるかと思えます。下の表にありますように、避難所については、指定避難所、こちらは災害対策基本法に基づく基準に合致したもので、自治体が指定しているものでございます。自治体が指定を行っていないもの以外にも避難所はございます。また、帰宅困難者対策拠点もございます。一時滞在施設のように、帰宅困難者を受け入れる施設、それ以外に帰宅支援ステーションのように徒歩帰宅者の支援を行うための施設、このようなものがあるようでございます。

まず、役務提供場所の考え方としまして、指定避難所とその他避難所とは地域の居住者を一時的に滞在させる機能は変わらないことから、両方をユニバーサルサービスの対象としたいと考えてございます。

1つ飛んで3つ目の矢じりでございます。避難所と同様に帰宅困難者が一時的に滞在する施設である一時滞在施設は、ユニバーサルサービスの提供先として対象としたいと考えてございます。一方、帰宅支援ステーションは滞在を目的とする施設ではなく、かつ対象となる得る施設が多く、今後の増加についても見込みを立てることが困難であることから、ユニバーサルサービスの範囲として今回は対象外とさせていただければと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページでございます。提供する役務の考え方でございます。事前設置型、事後設置型とありますが、災害時用公衆電話については、あらかじめ地方公共団体から設置を要請された避難所にアクセス回線を設置して、災害発生時に地方自治体等の施設管理者が端末を回線に接続することで電話を行えるようにしている事前設置型と、災害発生後に地方自治体から要請を受けて臨時的に避難所に設置

する事後設置型が存在してございます。

事前設置型、事後設置型双方とも、避難所に避難者等が通話するために設置している設備であり、災害時における第一種公衆電話の代替性の観点では共通してございます。一方で、事後設置型は臨時的に設置され、その後撤去されることを想定してございます。災害の態様によって臨機応変に提供方法を検討する必要があるといったことがございます。これらを踏まえますと、画一的な設置基準を設け、当該サービスを定義して事前に契約約款の届出を求めることや提供義務を課すことで、ユニバーサルサービスの対象としてしまうと、そういった義務を課すことはかえって災害時に避難者等による電話の利用の確保を困難とする可能性があると考えました。

したがいまして、災害時用公衆電話の役務のうち事前設置型のみ、適切、公平かつ安定的な提供を求めるユニバーサルサービスとしたらどうかと考えました。

続いて、対象とする役務でございます。災害時用公衆電話は利用目的に照らしますと、通話の相手先が特定の地域に限られるものではございませんので、通話区分を特定せず、ユニバーサルサービスの対象としたいと考えてございます。

2つ目、現在の事前設置型の災害時用公衆電話のアクセス回線については、おおむね収容人数100名当たり1台の基準で設置されている、こちらはNTT東西の基準でございますけれども、こういったことを踏まえまして、回線設置数についてもそのような基準を設定させていただければと考えてございます。

7ページをおめくりください。こちらは災害時用公衆電話の設置状況でございます。事前設置型については、令和2年度末で8.6万台ぐらい設置されているものでございます。

おめくりいただきまして、8ページでございます。こちらは第一種公衆電話の設置基準の緩和についてでございます。第一種公衆電話の設置基準については、設置基準を緩和することが適当との答申をいただいたところでございます。具体的にどのように緩和するかでございますが、左側の箱に書いてある黄色いマーカーのところが設置基準でございます。市街地においてはおおむね500メートル四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1キロメートル四方に1台の基準により設置されている公衆電話機としてございます。

こちらを改正（案）では、メッシュ基準の距離を2倍にすることで、黄色いマーカーのところ、市街地においてはおおむね1キロメートル四方に1台、それ以外に地域につ

いてはおおむね2キロメートル四方に1台の基準によりとのことで、メッシュを拡大する基準とさせていただければと考えてございます。それに伴いまして、メッシュが拡大することで、おおむね1台当たりという具体的な設置台数についてはメッシュの拡大数に応じて削減されていく、最大4分の1まで削減されるかと存じます。

このままですと、単純に利用者利便が損なわれることもございますので、重点的に設置する場所を今回追記させていただきました。緑色のところでございます。公道上、公道に面した場所、その他の常時利用することができる場所、または公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置されるとの文言を、今回新たに追記させていただきました。こちらは、郵便ポストの例を参考にさせていただいた追記になってございます。こちらが第一種公衆電話の設置基準の緩和についてでございます。

9ページをおめくりください。こちらは全体像でございます。第一種公衆電話については設置基準を緩和する、災害時用公衆電話については、事前設置型の避難所、一時滞在施設のものについてはユニバーサルサービスの対象とすることで変更させていただければと考えてございます。

10ページをおめくりください。こちらはサービス全体像になります。黄色のところは今回変更しているところでございます。

11ページを御覧ください。こちらは経過措置関係になります。施行日は来年4月1日を予定してございます。2つ目、第一種公衆電話の設置基準についての経過規定でございます。現在の第一種公衆電話については一定の期間をかけて徐々に削減されていくことから、当分の間、現行の基準に基づき設置されている公衆電話についてもユニバーサルサービスの対象とみなすこととする、このような経過措置を設けさせていただければと思っております。

理由としまして、1つ目の矢じりの最後のところですが、残っている第一種公衆電話についても、引き続き契約約款に基づく適切なサービス提供が求められること、2つ目として、今後ユニバーサルサービス交付金による補填対象を検討するに当たり、設置基準緩和に伴う撤去費用についても交付金の対象とすることが適当である旨、答申をいただいておりますので、こちらについても引き続きユニバーサルサービスとして、第二種公衆電話とは区別しておく必要があると考えているものでございます。

経過措置の3つ目でございます。こちらは災害時用公衆電話の契約約款の届出について



での経過規定でございます。基礎的電気通信役務に関しては、その実施の日の7日前までに総務大臣に届出を行う必要がございますので、そちらの届出について、来年4月1日から施行を予定してございますけれども、その7日前からの届出を可能とするような仕組みを設けさせていただきました。

経過措置関係については以上でございます、ページをおめぐりいただきまして、12ページでございます。スケジュールでございますが、本日、諮問をさせていただいて、パブリックコメントとして12月4日から1月7日までをいただきまして、その後、ユニバーサルサービス委員会で調査、検討の上、2月2日に答申をいただければと考えてございます。

13ページは関係法令でございますので、省略させていただきます。

14ページ以降、参考までに、今年改めて取りましたアンケート調査を記載させていただきました。14ページは総務省から地方公共団体に対して、公衆電話に関するアンケート調査を実施しました。1,618団体から回答を頂戴したところでございます。

公衆電話をどこに残したいですかとお伺いしましたところ、1番目として都道府県庁、市役所、区役所、町役場、村役場の周辺、2番目として鉄道駅、バスターミナル周辺、このような回答が多かったところでございます。

続いて、右側の上の欄でございます。公衆電話を残す理由として災害対策である場合についてピックアップしますと、一番多い場所は役場等に残してほしいとのことございました。

公衆電話を残す理由として平時の利用である場合については、一番多い場所は鉄道駅、バスターミナルといったところに残してほしいと御回答でございました。

15ページは、防災計画等への位置づけでございますので、参考までに御覧いただければと思います。

続いて16ページ、利用者へのアンケートも実施いたしました。公衆電話がどこにあると便利ですかとの御質問をさせていただいたところ、1番目は鉄道駅、バスターミナル周辺、2番目は鉄道駅の改札内、3番目は鉄道駅舎内、地下鉄の駅構内と、駅周辺の回答が多かったところでございます。17ページ以降も御参考までに掲載させていただきました。

18ページは公衆電話の設置台数で、携帯電話の契約数の状況でございます。

次のページ以降は具体的な省令案で、先ほど申し上げたものを文章化したものでござ

いまして、説明については割愛させていただければと思います。

簡単ではございますが、説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

森委員、よろしく願いいたします。

○森委員　　森です。御説明ありがとうございました。よく分かりましたし、御趣旨はごもっともだと思いました。

8 ページのところですけども、設置基準の緩和ということで、これまで市街地 500メートル、その他1キロのところを、市街地1キロ、その他2キロにするとのことですけども、この緑のところ为重点的に設置する場所を追記していただいた、確かにこういうところがないと不便かなと思いました。

それで、すごく細かいことですけども、読み方として、市街地において1キロ四方、それ以外の地域においては2キロ四方ということは必ず守られて、公道上とか、公衆の目につきやすい場所についてはプラスアルファで設置しなさいねとのことなのか、それとも、市街地において1キロ四方に1台、それ以外は2キロ四方に1台は、全ての地域においてそういうわけではないけれども、やはり公道とか、公衆の目につきやすいところにたくさん置いた結果、部分的には偏りが出てしまって、1キロ、2キロの基準を満たさないエリアというのは出てくるけれども全国的に平均すればそれを満たしているとの趣旨でよいのか、ちょっとこの条文からすぐに分からなかったところがありますので、その辺りを御説明いただければと思います。よろしく願いします。

○瀬島料金サービス課課長補佐　　御回答させていただきます。

まず、こちらの文章の書き方ですけども、公道上、公道に面した場所等々と書いてございまして、目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつてと記載がございしますので、基本的に公道や公道に面した場所、その他の常時利用することができる場所、または公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所、こちらに設置されるものが第一種公衆電話の条件にもなりますので、こちらについても結構広めことは書いてあるのですけれども、公道であつたり、皆さんが目につきやすい場所にちゃんと置くように、往来する施設内であっても目につきやすい場所に置く

てくださいと書いてございますので、そういったことをちゃんと守った公衆電話機であって、市街地においてはおおむね1キロメートル四方に1台という、2つ基準があるとの考え方でよろしいかと思えます。

○森委員 なるほど、両方守らなきゃいけないということ。

○瀬島料金サービス課課長補佐 そのとおりでございます。

○森委員 分かりました。ありがとうございました。

○三友部会長 よろしいでしょうか。続きまして、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。コメントになるかと思うのですが、今回ご説明の内容は、情通審の検討のときも、参加させていただいたので、内容については把握しております。ユニバーサルサービスの対象とすべき災害時用の公衆電話が5ページのところにあると思うのですが、今回、対象をある程度は絞り込めたのかとは思っていますが、それでも、かなりの台数があると思えます。実際の補填金額の考え方については今後改正になっていると思えますが、そのところで、本当に国民の負担を増やさない額で、どこまでこのユニバーサルサービスがうまく機能できるのかという難題が残っているのではないかと思います。そこについては今後丁寧に検討いただいて、適切な解を見つけていただければと思っておりますので、こちらについてもよろしく申し上げます。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。コメントということでしたけれども、事務局から、もしお考えがあれば、お願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 事務局です。コメント、どうもありがとうございます。情報通信審議会のユニバーサルサービス政策委員会でもいろいろお世話になりまして、ありがとうございました。

先ほどコメントいただいたとおり、こちらについては、まず補填額についてはしっかり検討する必要があり、皆様の負担を増やさないようにする必要がございますので、すぐに省令案をつくるとよりは、もう少し、しっかり検討させていただく時間を頂戴できればと考えましたので、第2段階目で十分検討する時間を置いて省令改正をしようと考えてございます。こちらについてはおって、またいろいろ御相談させていただきながら、省令改正をさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○三友部会長 よろしいでしょうか。

○藤井委員 はい、よろしくお願いいたします。

○三友部会長 ありがとうございます。もう一度、森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 すいません、度々細かいことで誠に申し訳ないです。先ほどの件ですけれども、ちょっと分かったと思ったんですけれども、もう一度お願いしますが、2つあるとのことですので、例えば、公衆の目につきやすい場所がそんなに無い、へんぴなところである場合であっても、おおむね1キロ四方に1台、それ以外は2キロ四方に1台と思うのですが、非常に繁華街であって人が往来しているところであっても、その数的基準は変わらず、その場合はできるだけ目立つところに置きなさいみたいなものとして、緑のところは機能すると考えてよろしいでしょうか。若干2要素が違うような気がしたものですから、何度も聞いて申し訳ありません。

○三友部会長 事務局、いかがでしょうか。

○瀬島料金サービス課課長補佐 御質問ありがとうございます。

まず、公衆が容易に出入りすることができる施設内であって、往来する公衆の目につきやすい場所、まず第一種公衆電話は、社会生活の安全、戸外の最低限の通信手段を確保する観点がございますので、そもそも目につかない場所に置いてあるもの、特定の人にしか目につかないような場所にあるものは、今でいう第二種公衆電話ではないかと考えているところではございます。あえて、こういったことで、ちゃんと皆さんが往来する施設内とか、どういったところでも皆さんが常時利用することができる場所を基本的に第一種公衆電話として残していただきたい。特に、今後、公衆電話はどんどん減っていくことが想定されてございますので、しっかり、こういった皆さんが目につきやすい場所に残す、皆さんの目に留まりやすく、何かあったらすぐにその場所に行って電話することができる場所に残されるものが、やはり第一種公衆電話として必要なのかなと考えたところではございます。

回答になってございますでしょうか。

○森委員 そうしますと、1キロ四方、2キロ四方は変わらず、設置するときにはできるだけ緑のところの置けばいいということですかね。

○瀬島料金サービス課課長補佐 その通りでございます。

○森委員 分かりました。理解できたと思います。ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。私もこの検討に参加しておりましたけれども、基本的には、新しいものをつくるのではなくて、今あるものを減らす方向にあるのです

けれども、どれを残すかとの選択になります。そのときに、緑の表記の部分は第一種であることの必要条件、前提条件として機能するわけですので、そういった場所にあることがまず前提となっていて、なおかつ密度についてはおおむね1キロから2キロに1つとなるかと思えます。

○瀬島料金サービス課課長補佐　ありがとうございます。

○森委員　ありがとうございました。

○三友部会長　どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしないようでしたら、本件につきましては、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されております。これらの報道発表及び意見招請等の取扱いについて、説明を総務省よりお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐　御説明させていただきます。

本件は、必要的諮問事項、電気通信事業法施行規則と、諮問を要しない事項、その他、報告様式、報告規則に基づく報告様式の改正が一体となって改正するものでございます。意見募集については、それらを合わせて総務省から行わせていただければと考えてございます。

それでよろしければ、意見募集を開始する旨報道発表は、本日この部会が終了後、総務省から行う予定でございます。意見募集が終わった後、意見募集の結果につきましては、特に必要的諮問事項に関する部分を御検討いただくため、まずユニバーサルサービス委員会で御検討いただき、続きまして本部会にも御報告させていただき、御審議をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○三友部会長　ありがとうございます。もし御意見がございましたらば、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件の報道発表及び意見招請につきましては、総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含めて、総務省が実施することを当部会で決定し、当部会としては、諮問された案に対して提出された意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめるということにはいかがと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　　ありがとうございました。その旨決定することといたします。

また、意見招請につきましては、12月4日土曜日から翌年1月7日金曜日まで、総務省において実施していただければと思います。

○三友部会長　　以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様からこの機会に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。次回の電気通信事業部会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長　　それでは以上で本日の会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

閉　　会